

外国人材に関する 取組・支援策について

令和 4 年 2 月

中部経済産業局

1. 外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けた ハンドブックの作成

- 文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省共同事務局で、大学、産業界、支援事業者等と連携して、外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチームを2019年8月に立ち上げ。
- PTでの検討を踏まえ、企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に押さえておくべき12のポイント（チェックリスト）と、それに連動する活用ガイド・ベストプラクティス集をまとめたハンドブックを2020年2月に作成。

チェックリスト

- 企業ヒアリングやPTにおける検討等から導き出された、企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。



活用ガイド

- チェックリストの各項目について、その**必要性や具体的な取組、それらを実践することによって期待される効果等**について、**企業の実践例を紹介しながら解説。**



ベストプラクティス集

- 活用ガイドで紹介した実践例も含め、企業別に取組背景や各チェック項目に対応する特徴的な取組やその効果等を詳しく紹介。



2. 職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーション実現に向けた取組

- 外国人材の活躍や定着に向けた課題として、外国人材を受け入れる職場において、日本人独特の日本語によるハイコンテクストなビジネスコミュニケーションが弊害となっていると指摘されている。
- その要因の一つとして、日本人社員に向けた外国人材との効果的なコミュニケーションに係る学びの機会が極めて限られている点がある。
- このため、職場における外国人材との効果的なコミュニケーションに向けた学びに関する実証を行い、ウェブ上で活用できる動画教材を作成。オープンデータとして2021年4月に公表。

動画教材のターゲット

外国人社員の直属の日本人上司や同じ職場の同僚、経営層や人事等
社内（オフィス内）でのコミュニケーションを想定しているが、業種や職種、在留資格に限らず、共通する課題や場面を抽出する

動画教材の想定場面

以下の5つのカテゴリーにおいてよくある事例を抽出

- ・仕事に関する文化・習慣の違いから生じるミスコミュニケーション
- ・業務の指示や受け答えで生じるミスコミュニケーション
- ・評価やフィードバックで生じるミスコミュニケーション
- ・配属やキャリアの視点で生じるミスコミュニケーション
- ・その他の文化・価値観の違いから生じるミスコミュニケーション

掲載サイト

<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426003/20210426003.html>
(経済産業省経済産業政策局経済社会政策室)

2. 職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーション実現に向けた取組【学習の流れ】

- 外国籍社員と日本人社員が動画を見て、なぜミスコミュニケーションが起きるのか考える。
- 自分が動画の登場人物の立場ならどうするか、相手の立場ならどうするか、意見交換。
- コミュニケーションを学ぶ目的は、正解を知ることではなく、多様な考え方に触れること。そして、改めて自身を振り返り、より良いコミュニケーションの取り方を考えること。「自分ならどう伝えるか」を参加者同士で話し合うことで理解を深める。

1

動画の視聴

- ▶ 外国籍社員と日本人社員のミスコミュニケーションの事例動画を見て、なぜそれが起きるのか考える



2

ディスカッション

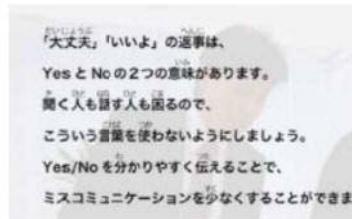
- ▶ 学習の手引きを参考に、自分がその立場だったらどのように伝えるか、相手の立場ならどう感じるかなどを話し合い、お互いに新たな気づきを得る(オンライン、オフラインいずれでも可)



3

解説の視聴

- ▶ 解説動画を見て、新たな気づきがあったか振り返る。



(参考) 高度外国人材活躍推進プラットフォーム

- 本プラットフォームは、日本企業における高度外国人材の採用から活躍までの支援を目的とするもの。
- 関係省庁等連携の下、関連施策やセミナー情報等をプラットフォームに集約し、一元的に情報を発信。
- 専門相談員（コーディネーター）による伴走型支援により、個別企業の課題に対応。また、新型コロナウィルスの影響を踏まえ、オンライン業務時のマネージメントの専門家（スペシャリスト）を配置することで効果的支援を目指す。

内閣官房、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、経済産業省 等
(施策、セミナー開催等の情報を集約)

情報提供

高度外国人材活躍推進プラットフォーム (事務局：JETRO)

①ポータルサイトでの情報提供・問合せへのワンストップ対応

②ジョブフェア・セミナー・機会・情報の提供

③専門家による伴走型支援

きめ細かく支援

地域の中堅・中小企業

＜支援概要＞

1

関係省庁の施策を集約したポータルサイトを開設。お問合せにも一元的に対応します。

2

企業と高度外国人材との出会いの機会・情報を提供します。

3

採用、各種手続、入社後の活躍等について、継続的にご相談、アドバイスします。

製造業特定技能関連施策

製造業における外国人材受入れ支援事業

令和4年度予算案額 2.4億円（2.2億円）

製造産業局 総務課
経済産業政策局 産業人材課

事業の内容

事業目的・概要

- 2019年4月より「特定技能外国人」の受入れを開始している製造3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野及び電気・電子情報関連産業分野）においては、受入れの大半が中小企業・小規模事業者であり、その円滑な受入れや外国人材の技能水準の確保に向けた支援が不可欠です。
- このため、受入れ企業・外国人材を対象としたセミナー開催・相談窓口設置といった普及啓発や双方のマッチング支援等の受入れ支援を行います。
- また、製造3分野に係る試験問題を作成・翻訳し、国内外で試験を実施します。加えて、外国人材が製造業で従事する際に必要となる知識及び技能を身に付けるための環境整備を行います。

成果目標

- 2019年から2023年までの5年間の事業であり、受入れ企業等の関係者の適切な制度理解及び制度運営の確立を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

委託

民間企業等

事業イメージ

（1）外国人材の受入れ支援

- 受入れ企業や日本での就労を希望する外国人材を対象とする相談窓口の運営や、受入れ企業を対象とするセミナーの開催
- 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の運営
- 受入れ企業と日本での就労を希望する外国人材とのマッチング支援

（2）外国人材の技能水準確保

- 試験問題の作成・翻訳及び国内外での試験実施
- 外国人材が製造業に従事するために必要な知識及び技能を身に付けるための環境整備・運営



受入れ企業向けセミナーの模様
*令和元年度の対面開催時



製造分野特定技能1号評価試験
(溶接区分)

特定技能外国人を受け入れるには（試験ルート）

日本語試験 「①国際交流基金日本語基礎テスト もしくは②日本語能力試験（N4以上）」



技能試験 「製造分野特定技能1号評価試験」

○試験区分：19試験区分（鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装）

※レベルは技能検定3級相当（技能実習2号修了相当）

○次回試験日程：18試験区分（溶接除く）

【国内】2022年1月～2月頃を予定

【海外】2021年1月～2月頃を予定（フィリピン・インドネシア・タイ・ネパール）

溶接区分：2022年1月頃を予定

○実施場所：18試験区分（溶接除く）：全国複数会場で実施を予定

溶接区分：全国複数会場で実施を予定

*新型コロナウイルス感染症の
状況次第では変更の可能性あり。



- 特定技能外国人を受入れる事業所（製造ライン）の売上は、製造3分野に掲げられた日本標準産業分類にあてはまるか？
※製造3分野に該当する製品を製造する業務にのみ従事することが可能です。
- 特定技能外国人が行う業務と試験合格区分が対象業務と一致しているか？

出入国在留管理庁への申請前に、製造業特定技能外国人材受け入れ協議・連絡会へ入会

▶ 特定技能外国人を受け入れる事業所単位での入会必須 [製造業特定技能外国人材受け入れ協議・連絡会（リンク）](#)

(参考) 協議・連絡会の入会手続きの変更について

受入れの予見性を高める観点から、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に入会した後に出入国在留管理庁の手続きに進む運用に変更しました。

<これまで>

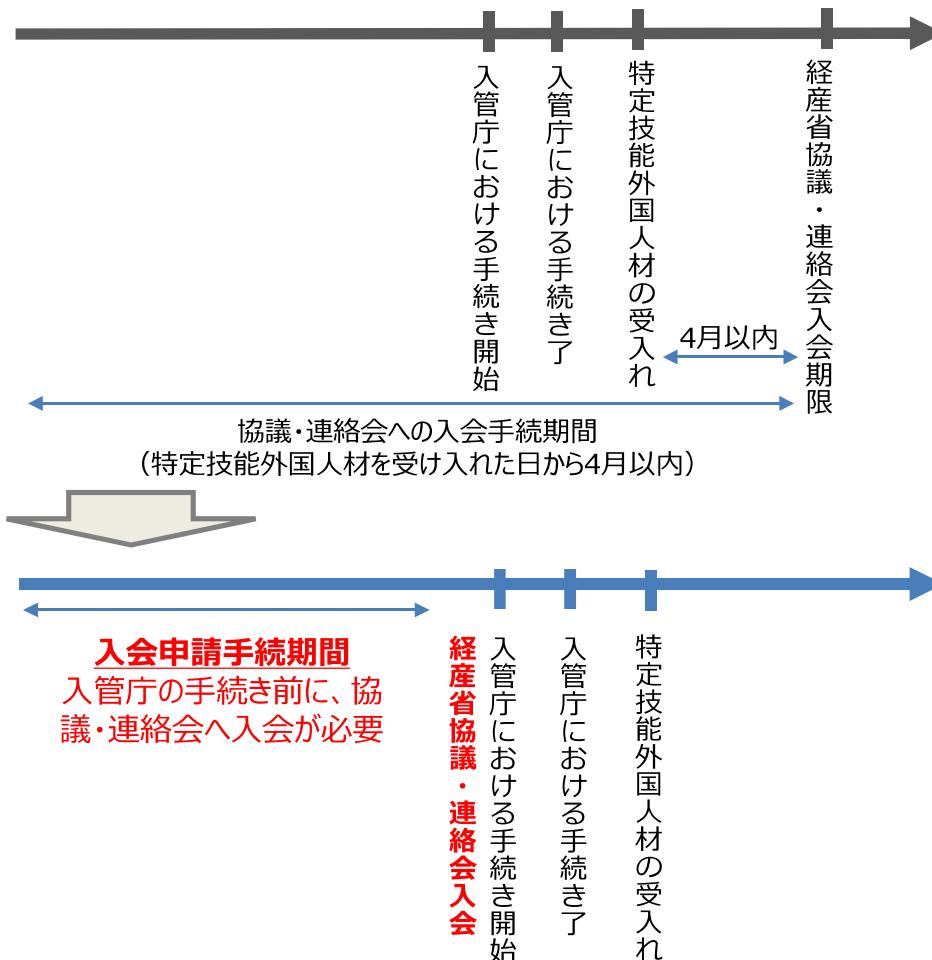
- 初めて特定技能外国人材を受け入れる場合には、特定技能外国人材の受け入れた日から4月以内に協議・連絡会への入会が必要。

(課題)

- 協議・連絡会の入会手続き時に、入管庁に申請した特定産業分野と事業内容の適合性が確認できず、協議・連絡会の入会要件を満たさない事例が発生。
- 特定技能外国人材制度の安定的な運用に支障がでている。

<変更後（令和3年3月1日以降）>

- 入管庁における手続きの前に、協議・連絡会への入会が必要。
- 入管庁における手続き前に、特定産業分野と事業内容の適合性を事前に確認できるため、より確実な特定技能外国人材の受け入れが可能。



製造3分野における相談窓口(中小企業/外国人)について

● 中小企業向け製造業特定技能外国人材制度相談窓口（電話/一次受付）

電話：03-5909-8762 / 03-5909-8746

メールアドレス：seizou-gaikokujin@jtb.com

※対面窓口（全国10箇所）及びオンライン窓口での相談も可能。***事前予約制**

・対面窓口：札幌、仙台、東京（新宿）、横浜、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡

● 特定技能外国人向け相談窓口 多言語コールセンター

電話：03-6743-2787

★日本語・英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語及びタイ語に対応

※対面窓口（全国10箇所）及びオンライン窓口での相談も可能。***事前予約制**

・対面窓口：札幌、仙台、東京（新宿）、横浜、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡

・オンライン窓口では、電話回線に通訳が入り、言語サポートを行います。

詳細は、以下のURLからご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/contact_list.html